

# 中川事務所新聞

第92号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【電力不足に備えて】

関西でもこの夏の気候次第で電力不足が予想されています。我々事業者も省エネに真剣に取り組むべきときが来ています。省エネに取り組む手段としては、投資によるものと運用によるものがあり、中小企業では現実問題として運用による省エネが中心となります。

中小企業庁の調査によると、運用による省エネ取組の上位3項目は以下のとおりです。

- ①空室時の消灯の徹底
- ②温湿度設定の適正管理



### ③機器の待機電力削減

思案していても仕方が無いので、今すぐにでも始めましょう。

### 【資金繰りの再確認】

今までのところ、震災の影響は「静」の側面すなわち、「動きが鈍く（無く）なった」という形で現れていることが多いようです。こういった局面では、一時的に資金繰りが楽になったあと急激に苦しくなるのが教科書的なパターンです。

経営者の頭の中には常に資金繰りが計算されているでしょうが、これを紙に書き出すことが重要です。書式にこだわらず、まずは「書く」ことから始め、内容のステップアップを目指しましょう。

### 【消費税上げの流れ】

ドサクサ紛れという感じで国会では消費税アップが方向付けられています。この流れは止められないので、とにかく少額からでも積立預金で対策を打っておきましょう。

### 【6月の事務予定】

- ・労働保険の年度更新
- ・6月決算法人期末実地棚卸
- ・3月決算建設業決算変更届
- ・4月決算法人確定申告&納税
- ・10月決算法人中間申告&納税
- ・上半期の反省



## 知ってお得！？法律雑学

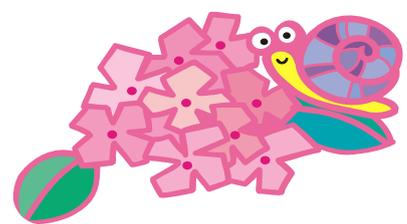
Q. 私は個人事業者ですが、箔をつけるために名刺には株式会社と書いています。将来的には本当に会社にするつもりなので、問題は無いですよね。

A. 会社でない者は、その名称や商号に会社であると誤解を与える文字を使用すること

はできないと会社法に規定されています。これに違反すると、100万円以下の過料に処せられます。

このように法律上は明らかにダメなのですが、そもそも会社にするためには、しかるべきコストと管理義務を背負っています。そうであればこそ

それに見合う信用も得られるわけで、何ら負担を背負うことも無く、そのメリットにタダ乗りすることは道義上も許されないでしょう。



# 経営談義

## 【損益分岐点を引き下げる】

損益計算書を大きく3つの項目に分けます。売上高・変動費・固定費です。変動費とは、売上に比例する支出（≒売上原価（仕入高））。固定費とは、売上に関係なく発生する支出（≒一般管理費）。

今、売上が100の会社が2社あります。

A社：サービス業  
粗利益率→90%  
固定費→80

B社：小売業  
粗利益率→20%



固定費→10  
両社とも利益は10になります。この状態で売上が100→90に下がると、利益は、

A社→1  
B社→8  
で、大きく差が出ます。この原因は損益分岐点の違いです。損益分岐点（収支トントンライン）

A社→88  
B社→50

売上が減ったときのインパクトは固定費の割合に依存するので、それが大きいA社では売上1割減で利益がほぼ無くなり、小さいB社では、そのれほどの影響はありません。

では、昨今の売上減少下ではどのように対処すべきなのか？原則的には、A社は固定

費削減、B社は仕入の値引き交渉です。費用構造によって採るべき方法が違うということがポイントです。

別の見方をすると、A社は売上の維持拡大に拘るべきであり、B社は無理な売上拡大をしても効果は小さいということです。

この基本原則を基に、各社での具体的な行動計画を考えてみましょう。



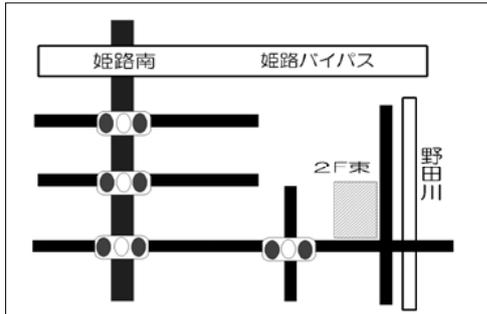
先日のおやじソフトボール大会で一試合ピッチャーを務めたら、後半には尻の筋肉が引きつって無様な格好になりました。それに引きかえ、私より年上で軽快に動いている人には本当に感服しました。もう少し運動量を増やす努力をしたいと思いません。

私が小学校5年生のとき、本土からの海底送水管が完成して二四時間給水が実現しました。つまり、それまでは時間給水が当たり前の環境でした。これから節電を強いられることになって、この経験が生きてと思います。

あじなわ

## ワンストップ「経営・生活」サポーター 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？  
・予防法務（問題が起こる前の対策）  
・戦略会計（経営に役立つ会計）  
・マネジメント（経営支援）  
これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043  
姫路市飾磨区上野田2-1  
田中ビル2階  
TEL 079-243-1231  
FAX 079-243-1233  
nakagawa@assist-ltd.co.jp